

第1章 都市計画マスタープランの概要

1.1 策定の目的と考え方

1.2 位置付けと役割

1.3 計画期間と対象区域

1.4 構成



1.1 策定の目的と考え方

1) 目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、土地利用や道路、公園・緑地等の整備、自然環境の保全など、望ましいまちづくりの方向性を総合的に示す都市計画の方針です。

まちづくりの課題を解決し、望ましい将来像の実現に向けたまちづくりを進めていくため、今後の都市計画の見直し、都市基盤整備を進める上での指針となるものとして、この度、「呉市都市計画マスタープラン」を改定しました。

2) 社会経済情勢の変化への対応

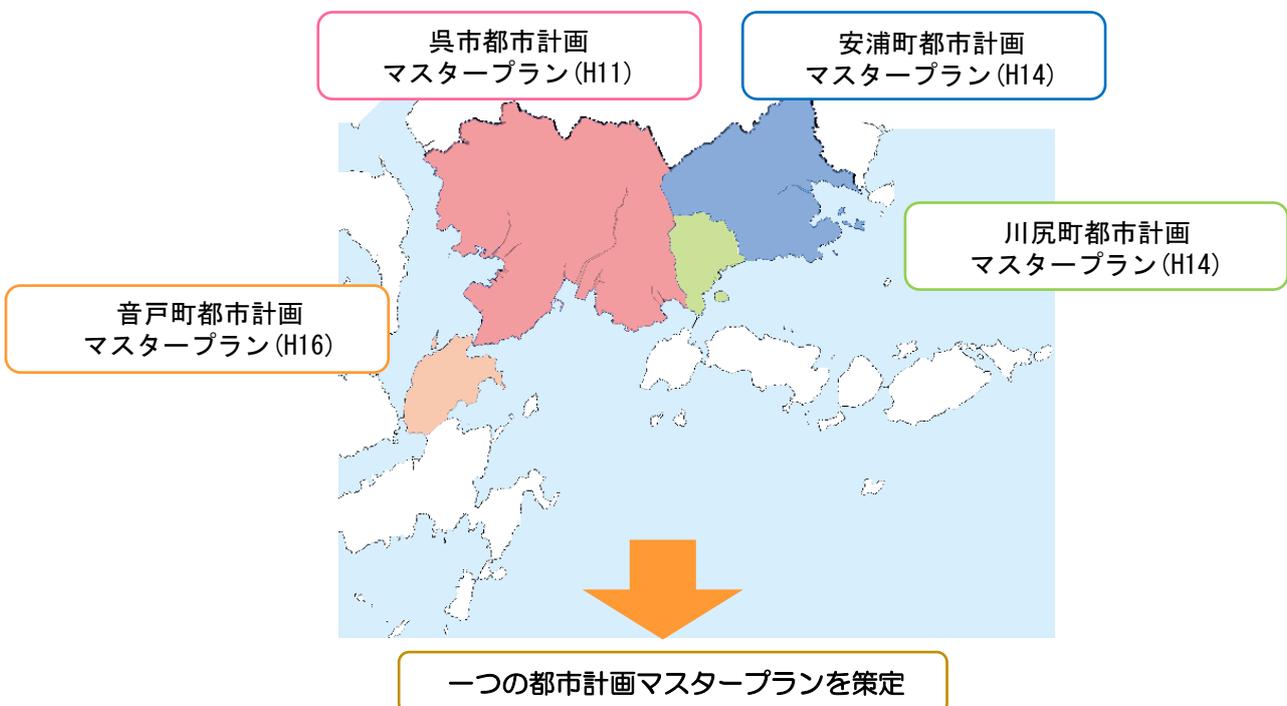
これまでの都市基盤整備の促進や新市街地の計画的な開発・整備など、「都市の拡大」を前提としたまちづくりから、人口減少、少子高齢化の進行を前提とした、「ストックの活用・質の向上」を目指したまちづくりが求められています。

また、地球環境問題の深刻化、災害リスクの高まりなど、都市を取り巻く社会情勢が著しく変化し、持続可能なまちづくりの推進が求められています。

3) 市町村合併による行政区域の拡大

呉市は、平成15年から平成17年にかけて近隣8町と合併し、市域は大きく拡大しました。

これまで、合併前に策定した各都市計画マスタープランを基に、都市基盤の強化を図るとともに、地域の特色ある資源を活かした新「呉市」としての魅力的なまちづくりに取り組んできましたが、相互の関係性等を踏まえた、一つの都市計画マスタープランとして統合推進する必要があります。

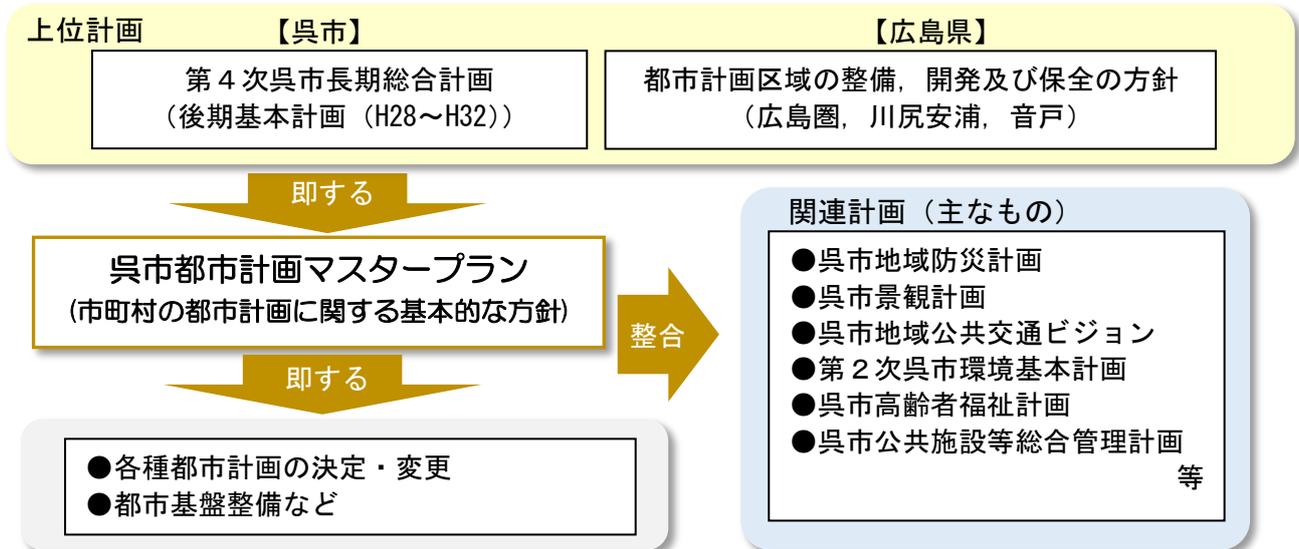


1.2 位置付けと役割

1) 位置付け

本マスタープランは、呉市が策定する「呉市長期総合計画」及び広島県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」といった上位計画に即するとともに、交通、環境、防災、景観等、関連する他分野の計画との整合・連携を図って策定しています。

都市計画マスタープランの位置付け



都市計画マスタープランは、これらの上位計画や関連計画に掲げられた将来像を実現するため、都市計画分野に関するまちづくりの基本方針を定めます。

2) 役割

<実現すべき具体的な都市の将来像を示します>

多様化する住民の意見を都市づくりの目標とし、都市計画に対する理解と参加を容易にするために、住民にも分かりやすい都市の将来像を示します。

<個別の都市計画の決定・変更の指針となります>

都市計画マスタープランは、法的な拘束力はありませんが、個別の都市計画の根拠となるものです。都市計画マスタープランに示す将来像は、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割を持ちます。

<個別の都市整備の相互調整を図ります>

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境等の個別の都市整備について、相互の整合性を図ります。

<市民の都市計画に対する理解や合意形成の円滑化のための指針を示します>

市民とまちづくりの課題や方向性について共有し、そのことにより具体的な都市計画の決定、実現が円滑に進むよう指針を示します。

1.3 計画期間と対象区域

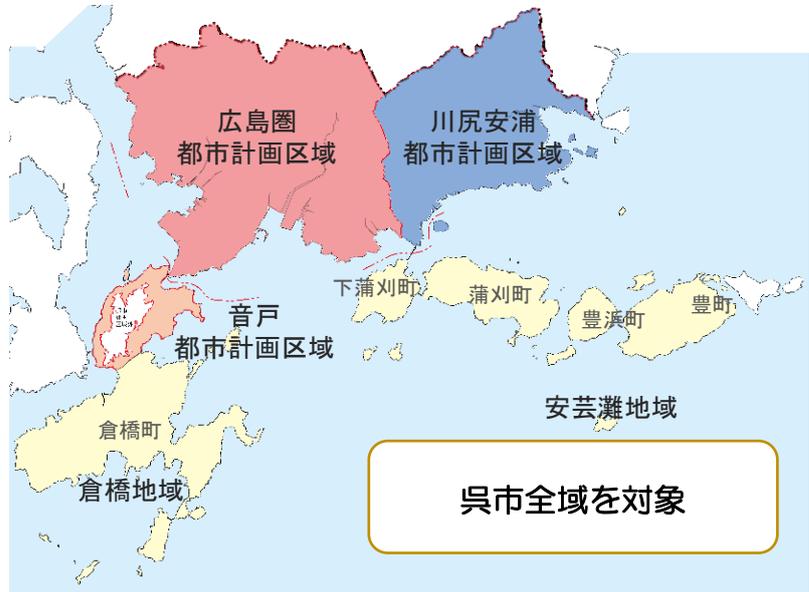
1) 計画の目標年次

おおむね 20 年後の都市のあるべき姿を展望しつつ、今後 10 年間で取り組むまちづくりの方針を定めます。

2) 計画対象区域

呉市においては、広島圏都市計画区域^{*}、川尻安浦都市計画区域、音戸都市計画区域という三つの都市計画区域が指定されています。

都市計画マスタープランは、都市計画区域におけるまちづくりの基本方針を示すものですが、本マスタープランは、中長期的にわたる都市の将来像を示し、呉市全体のまちづくりの指針となることから、都市計画区域のない倉橋地域及び安芸灘地域（下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域）も含め、均整のとれた一体的・総合的な都市を構築するため、都市計画区域に重心を置きつつ、呉市全域を対象とします。



※広島圏都市計画区域は、呉市を含む大竹市、廿日市市、広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町の、4 市 4 町で構成された都市計画区域

1.4 構成

都市計画マスタープランの策定に当たっては、呉市のまちづくりにおける現状と課題を整理し、第4次呉市長期総合計画等の上位計画に掲げられた将来都市像を踏まえた都市づくりの基本方針を示します。

第1章では都市計画マスタープランの目的や役割など基本的事項を示し、第2章では呉市の現状や特有の検討事項などを整理しています。第3章では、第2章を踏まえ、まちづくりの理念や方針を設定しています。第4章では地域別のまちづくりの方針を、第5章では都市計画マスタープランの実現に向けた推進方策について示しています。

第1章 都市計画マスタープランの概要

- 1 策定の目的と考え方
- 2 位置付けと役割
- 3 計画期間と対象区域
- 4 構成

第2章 呉市を取り巻く状況

- 1 呉市の都市づくりを取り巻く状況
- 2 上位計画、国の示すまちづくりの方針
- 3 まちづくりに関する市民ニーズ
- 4 呉市特有の検討事項への対応
- 5 現行都市計画マスタープランの振り返り

第3章 全体構想

- 1 まちづくりの課題
- 2 まちづくりの基本理念と基本的な方針
- 3 将来都市構造
- 4 分野別のまちづくりの方針

第4章 地域別構想

- 1 地域別構想の役割
- 2 地域別のまちづくりの方針

第5章 まちづくりの推進方策

- 1 基本理念の実現に向けたまちづくりの展開
- 2 市民協働によるまちづくりの推進
- 3 都市計画マスタープランの進行管理と適切な見直し